

平成29年千葉市教育委員会会議  
第5回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成29年千葉市教育委員会会議第5回定例会会議録

日時 平成29年5月17日(水)

午後2時00分開会

午後2時30分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員	教 育 長	磯野 和美
	委 員	中野 義澄
	委 員	和田 麻理
	委 員	小西 朱見
	委 員	千葉 雅昭
	委 員	藤川 大祐

出席職員	教 育 次 長	神崎 広史	学 事 課 長	大井 力
	教 育 総 務 部 長	大野 和広	教 育 指 導 課 長	中嶋のり子
	学 校 教 育 部 長	伊藤 裕志	教 育 支 援 課 長	福本 順
	生 涯 学 習 部 長	大崎 賢一	保 健 体 育 課 長	古山 智和
	教 育 総 務 部 参 事	大橋美帆子	教 育 セ ン タ ー 所 長	根本 厚
	中 央 図 書 館 長	小林 幹弘	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	吉岡 龍子
	総 務 課 長	國方 俊治	生 涯 学 習 振 興 課 長	山田 利雄
	企 画 課 長	伊原 浩昭	文 化 財 課 長	志保澤 剛
	教 育 職 員 課 長	武 大介	総 務 課 総 括 主 幹	石井 進一
	学 校 施 設 課 長	杉山 信弘	学 事 課 長 補 佐	石井美代子

書 記	総 務 課 長 補 佐	大須賀隆之	総 務 課 主 任 主 事	上田 泰幸
	総 務 課 総 務 班 主 査	高桑 太綱	総 務 課 主 事	鈴木 理沙

1 開会

磯野教育長より開会を宣言

2 会議の成立

全委員の出席により会議成立

3 会議録署名人の指名

磯野教育長より中野委員を指名

4 会期の決定

平成29年5月17日（1日間）ということで全委員異議なく決定

5 議事日程の決定

議事日程を全委員異議なく決定

6 議事の概要

(1) 報告事項

報告事項(1) 平成29年5月1日現在の児童生徒数について

大井学事課長より報告があった。

(2) 議決事項

議案第28号 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について

大井学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第29号 平成30年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について

議案第30号 平成30年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

中嶋教育指導課長より一括説明があった後、審議。議案ごとに個別で議決を行った結果、全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 発言の要旨

報告事項(1) 平成29年5月1日現在の児童生徒数について

磯野教育長 学事課長、報告をお願いします。

大井学事課長

千葉市立小中学校の児童生徒数については、文部科学省が行っている学校基本調査に合わせて5月1日現在の児童生徒数を各小中学校から報告を受けて集計しています。

平成29年度の調査で、5月1日現在の児童生徒数は、小学校で男子2万4,861人、女子2万3,673人の計4万8,534人であり、中学校では男子1万2,285人、女子1万1,709人の計2万3,994人でした。

調査結果につきましては、集計が整いましたので、5月15日より学事課ホームページにて公表しております。

参考として、過去5年間の千葉市立小中学校児童生徒数の推移をお示ししてございます。

以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。  
よろしいでしょうか。

## 議案第28号 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について

磯野教育長 学事課長、説明をお願いします。

大井学事課長 本議案は、若葉3丁目に建設予定の共同住宅の通学区域変更に伴う所要の改正を行うため、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号に基づき、議決を求めるものであります。

はじめに、変更の理由について説明させていただきます。参考資料の2ページをご覧ください。当該地区は、「2 若葉住宅地区周辺位置図」の右上にあります点線で囲まれた部分でございます。当該地区は、現行の規定では幕張南小学校、幕張西中学校の通学区域となっております。しかしながら、若葉住宅地区から両校までの通学路の安全、児童生徒の通学上の負担軽減及び地域コミュニティの観点から、学区の変更について検討が必要と考えてまいりました。

若葉住宅地区の施工業者が決まり、住宅供給計画が明らかになったことから、同地区における児童生徒の発生予想の見通しが立ち、周辺の小中学校の児童生徒数の推計及び教室数等を踏まえた学区調整の検討に着手したところであります。

今後の状況を確認したところ、隣接する打瀬地区の児童生徒数が今後、急速に減少することが見込まれ、若葉住宅地区の児童生徒を打瀬中学校において受け入れることが可能であることから、通学区域の調整により、通学路の安全性等の課題を解消するものであります。

続いて変更の概要ですが、若葉3丁目の小学校については、幕張南小学校区を打瀬小学校区へ変更します。中学校については、幕張西中学校を打瀬中学校へ変更します。なお、若葉住宅地区への新設小学校の設置についてですが、開発状況及び打瀬小学校の児童数の推移を踏まえて、新たな小学校の設置の要否、設置時期、

通学区域などについて検討してまいります。

参考資料1ページをお願いします。新旧対照表をご覧ください。この変更により、幕張南小の学区は、幕張町1～5五丁目のうち、国道14号線の南西側の区域、若葉1、2丁目、中瀬1丁目、ひび野2丁目となります。また、打瀬小の学区は、打瀬1丁目の一部、2丁目の一部、中瀬2丁目、ひび野2丁目、豊砂、美浜、浜田2丁目の一部、若葉3丁目となります。

続いて、今後の予定についてですが、規則改正の議決をいただけましたら、平成29年6月から新しい通学区域といたします。説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。打瀬地区には小学校が3校ありまして、当初、その3校がつくられるときから、近い将来、子どもの数が減って、3校必要がなくなる可能性があるということは想定されていたと思うのですが、将来の計画というのは、そもそもあったのか、なかったのか。

あったとしたら、どういうものがあったのかということをお知らせいただいた上で考えられればと思いますが、将来の計画というのは、打瀬地区の将来についてどのようなものがあったのか、なかったのか、お知らせください。

伊原企画課長 打瀬地区につきましては、当初、小学校地区については、打瀬小1校の学区でございました。

その後、10年間の計画で、この地区の開発が行われたのですが、実際には20年かかっています。その開発が進むにつれて、児童数の増加を見ながら、海浜打瀬小、美浜打瀬小というふうに小学校も増やしていきまして、近年までは、児童生徒の減少傾向というのはほとんど推計には上がっておりませんでした。

児童生徒のこのような減少が推計上あらわれてきたのは近年、本当に最近でございます。そういう状況になっております。

藤川委員 ということは特段、将来、子どもの数が減った後どうするかという計画はなかったという理解でよろしいんですか。

伊原企画課長 小学校3校と中学校1校で、当面、この地区の小中学生は賄えるという計画で進めてきました。

藤川委員 賄えるのはわかるのですがけれども、余るといって、3校も小学校が必要なくなる可能性というのは、これまでは特に想定はされず、その後どうするか、統廃合であるとか、ほかへの転用であ

るとか、そういうことについては、特に計画はないという理解でよろしいですか。

伊原企画課長 当然、今後の推移を見て、その辺のところも含めてきちんと考えていきたいと思えます。

藤川委員 承知いたしました。

磯野教育長 よろしいでしょうか。他にはどうでしょうか。

和田委員 2ページのところの変更理由の中で地域コミュニティの一体性ということがありますが、地域的にも京葉線を挟んですぐのところですので、本当に一つの街として考えられるのかなというふうに思います。

その中で、例えば青少年育成団体である青少年育成委員会ですとか、それから自治会のような、地域性のある団体に対しての説明ですとか、了解ですとかは、現段階でどのようにやっているかということをお教えいただければと思います。

大井学事課長 この学区の調整に当たりまして、若葉3丁目の中学校区が打瀬地区に変わるということで、これに伴ってのまちづくりについても、今後のことを説明してほしいという地元からの要望がありまして、幕張新都心課、市民自治推進課等、関係課で、庁内でまちづくりについて検討してまいりました。それをもって、今お話がありました育成委員会ですとか、そういったことについても説明をさせていただいたところです。

今後、そのことについては引き続き関係課と検討していきたいと思っております。

和田委員 よろしくお願ひします。

磯野教育長 ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

では、ご質問がないようですので、議案第28号「千葉市立小学校、中学校、及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について」、原案のとおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決といたします。

議案第29号 平成30年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について

議案第30号 平成30年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

磯野教育長 議案第29号及び議案第30号については関連があるため、

一括して説明を行い、審議の後、個別で議決を行うことといたします。

なお、藤川委員におかれましては、本議案に関する教科用図書の策定に関係しているとのことですので、本議案については控え室にて待機、一時退席となります。よろしく申し上げます。

(藤川委員 退室)

磯野教育長 議案第29号「平成30年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」及び議案第30号「平成30年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」を、教育指導課長、説明をお願いします。

中嶋教育指導課長 参考資料の5ページをご覧ください。まず、議案第29号「平成30年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」を説明いたします。

採択の対象となる教科用図書ですが、平成30年度に使用する(1)の小学校用道徳科教科用図書と、(2)の学校教育法附則第9条の規定による教科用図書であります。小学校用道徳科教科用図書は、道徳の教科化の実施に伴って、今回初めて採択が行われます。

今回、採択をお願いする小学校用道徳科教科用図書は、小学校用道徳科教科用図書目録(平成30年度使用)に登載されている教科用図書です。本年度採択される教科用図書は、平成30年度に使用されることとなります。

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書で、これは毎年度採択していただいているものです。特別支援学校、特別支援学級におきましても検定済み教科用図書、または文部科学省著作の教科用図書を使用することを原則としておりますが、児童生徒の実態に応じて、一般図書の中から教科用図書を選ぶことができます。このことを定めているのが、学校教育法附則第9条です。なお、道徳科以外の小学校用教科用図書及び全ての中学校用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、政令で定める期間、小学校用教科用図書は平成27年度から4年間、中学校教科用図書は平成28年度から4年間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとしており、平成30年度は平成29年度と同一の教科用図書を採択しなければならないことと示されております。

次に、採択の期間ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の規定により、使用年度の前年度の8月31日までに行わなければならないと示されていますので、この期日となっております。

3の採択方法は、次の手順を経て行われます。まず、千葉市教科用図書選定委員会設置要綱に基づき、教科用図書選定委員会及び専門調査委員会を設置し、教科用図書にかかわる調査研究及び選定を行います。

次に、教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、8月上旬にそれぞれ平成30年度使用教科用図書として教育委員会会議で採択をお願いすることになります。なお、専門調査員には、教科用図書について識見を有する校長及び教員のうちから教育委員会が委嘱します。十分な調査研究を行うため、所要の人数を委嘱することとなっており、小学校道徳科教科用図書の調査研究は7名、特別支援教育関係図書の調査研究は3名で進めてまいります。

次に、4の教科用図書の内容に関して考慮すべき事項ですが、平成30年度に市立義務教育諸学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会教育長通知、及び選定資料と選定資料策定の基本的観点をもとに、千葉市の子どもたち、及び地域性への融合等を勘案し、採択を行うこととなります。

最後に、これらの採択にかかわる資料につきましては、採択の透明性及び公正確保の観点から、県に準じて採択が終了する日の翌日である9月1日以降に公開したいと考えております。

次に、議案第30号「平成30年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針について」を説明いたします。

議案29号の義務教育諸学校と異なる部分を中心に説明させていただきます。

高等学校の教科用図書については、本市では市立千葉、及び市立稲毛高等学校、高等特別支援学校、市立養護学校高等部がこれに当たります。千葉市立高等学校管理規則第19条に、教科用図書は文部科学大臣の検定を経たもの、または文部科学省が著作の名義を有するものについて、校長の選定に基づき教育委員会が採択するものとするとなっております。

3の採択方法についてですが、校長は、今申し上げた千葉市立高等学校管理規則の規定に基づき、文部科学省が取りまとめた教



科用図書編集趣意書等を活用するとともに、研究会を開催するなどして、十分に教科用図書の調査研究を行い、選定は慎重かつ公正に行われるようにいたします。これらの手続を経た選定に基づき、教育委員会が平成30年度使用教科用図書の採択を行います。

次に、4の教科用図書の内容に関し考慮すべき事項についてですが、平成30年度に市立高等学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会から示された事項等を踏まえ、地域・学校の実態、課程・学科の特色、及び生徒の心身の発達段階、特性を勘案して採択を行うこととなります。

以上でございます。

なお、本年の教科用図書展示会についてお知らせさせていただきます。

本年も、例年同様に次年度使用教科用図書の見本を、千葉市文化センターにおいて、6月16日（金）より6月30日（金）まで開催する予定です。開催期間中にご来場していただきましたら、幸いです。なお、詳細につきましては、追って事務局からご連絡いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

磯野教育長 ありがとうございます。

審議に移りますが、質問を含め、何かございましたら、お願いいたします。

中野委員 選定された教科書の見本ですけれども、これは展示会でだけ見られるものなんでしょうか。ものによっては、何冊か会社のを送っていただいたりしましたけれども、これに関しましてはいかがでしょうか。

中嶋教育指導課長 6月上旬から中旬に道徳の見本本を、ご自宅、または指定された場所にお届けする予定です。

小西委員 すみません、ちょっと理解不足なのですけれども、今年度道徳の教科書が採用されたものは、来年度以降、使うわけですよね。来年度以降に小学校の別の教科の採択をする際には、道徳は除かれるという理解でよろしいのでしょうか。

道徳だけが時期をずらして、今後採択をされていくということになるのでしょうか。

中嶋教育指導課長 そのように伺っております。

小西委員 もう一点、現状、小学校でも道徳の教材が使われて、授業をされているかと思うのですけれども、その教材と今回採択される教科書との関係はどうなるのか、つまり、現在使用されている教

材は一切廃止になり、新しい教科書が来年度以降使われることになるのか、それとも、現在使用されている教材と並行して使用されていくのかとか、そのあたりはわかりますか。

中嶋教育指導課長 現在は、千葉市で独自に作成した道徳教育用の副教材で授業を進めているところですので、今後は、副教材も活用しつつ、教科書を使用するというような形です。副教材の中には、共生社会実現に向けた事例等も1事例ずつ盛り込んで、昨年度は低学年、今年度は中学年、翌年度は高学年というように3年ごとに千葉市独自のものを作成しております。

磯野教育長 そのほかどうでしょうか。よろしいですか。

では、ご質問がないようですので、議決に移ります。

議案第29号「平成30年度使用義務教育小学校用教科用図書の採択方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

次に、議案第30号「平成30年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

それでは、藤川委員に再度入室をお願いいたします。

(藤川委員 入室)

磯野教育長 以上で本日の議事日程記載の案件にかかる審議は終了いたしました。

## 7 その他

(1) 第6回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日時を決定することとした。

## 8 閉会

磯野教育長より閉会を宣言